

第4章 保存管理

1 本質的価値の再検討

昭和6年（1931）の名勝指定時に、本質的価値として示された事柄には、「泉石園林ノ景致」、「安養寺・長樂寺・双林寺・西行庵」、「祇園ノ糸櫻トスル巨樹」、「四時遊覽ノ勝區」の4つがある。

表 18 名勝円山公園 指定理由

| 指定基準 | 名勝の部第1（庭園，公園） |
|------|--|
| 説明 | 京都市ノ公園ニシテ東山ノ西麓ニ在リ眞葛原ヨリ祇園林ニ亘ル一帯ノ地ナリ北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八坂神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ安養寺辨大堂長樂寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル世ニ祇園ノ糸櫻トスル巨樹又名高シ四時遊覽ノ勝區タリ |

出典：官報及び史跡名勝天然記念物指定等目録（文化庁記念物課），国指定文化財等データベースより作成

これらが、知恩院等に連なる東山西麓と一体となり、我が国にとって欠くことのできない風致景観を形作ってきた。また、連綿と続く人々の営みのなかで、明治19年（1886）に太政官布達に基づき円山公園を開設する以前より続く、名勝公園としての価値を現在にまで継承してきたとともに、昭和31年以降（1956）、都市公園法に基づく都市公園として公園機能を拡充し、その価値を高めてきた。

従って、名勝円山公園の本質的価値は、名勝公園として、また、都市公園として成立してきた過程そのものであり、右の4点に集約できると考える。



図 42 名勝円山公園の本質的価値のイメージ

名勝円山公園の本質的価値

名勝公園としての価値

■ 八坂の往来の要所として賑わいを確立

江戸期まで、現在の円山公園の大半は、真葛ヶ原と呼ばれる原野であった。原野といっても、広くは八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の通路の役割を果たし、「洛下の騒客遊興の往返所^{かよいしよ}」と評されるほど、圓山山麓から祇園への眺望などを楽しみに、多くの利用があったことが伺える。八坂の一角として、全国から訪れる数多くの来訪者の通行の用をなしてきたことが、江戸期から現在の名勝円山公園に至る本質的な価値であると考えられる。

■ 名勝地保存としての公園を確立した成立過程^{22, 23, 24}

明治19年(1886)、太政官布告に基づき、「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」として、市内最古の公園を開設し、名勝地の保存を図ってきた公園行政、さらには、枝垂桜が象徴する住民有志による取組など、名勝地保存の役割を果たし、公園を確立してきた成立過程そのものが、名勝円山公園の本質的な価値であると考えられる。

■ 武田五一と植治による公共空間の庭づくり^{25, 26}

明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、園池から圓山山麓への眺望にみられる「泉石園林ノ景致」と評された円山公園は出現するに至った。造園界で名声を馳せていた植治にとっても、武田五一が監修した公園改良計画とともに、**疏水を水源としながら**公共空間における庭づくりに取り組んだことは冒険であったと思われる。武田五一と植治により公共空間における庭を具現化したことこそが、名勝円山公園の本質的価値であると考えられる。

都市公園としての価値

■ 都市公園円山公園としての公園機能の拡充

昭和31年(1956)に都市公園法に基づく都市公園となって以降も、円山公園は、公園施設の維持管理、イベントや行催事など²⁷、様々な取組を行ってきた結果、京都市民をはじめ、多くの公園利用者を迎えることができている。都市公園としての機能を果たしつつ、便益施設など、円山公園ならではの特性を活かした公園利用がなされてきたことが、名勝円山公園の本質的な価値であると考えられる。

²² 丸山宏「京都円山公園成立前史」日本造園学会研究発表論文集2, 昭和59年(1984)

²³ 丸山宏「円山公園の拡張」日本造園学会研究発表論文集3, 昭和60年(1985)

²⁴ 京都市「名勝地円山公園の沿革」, 平成8年(2003)

²⁵ 尼崎博正編「植治の庭 小川治兵衛の世界」淡交社, 平成2年(1990)

²⁶ 尼崎博正「七代目小川治兵衛 一山紫水明の都にかへさねばー」ミネルヴァ書房, 平成24年(2012)

²⁷ 平成12年(2000)以降の名勝円山公園に係る「京都新聞」の記事調べにおいて、コンサートや絵画展等のイベント開催の他、各種集会等の行催事を確認した

2 保存管理の方向性

2-1 保存管理の目標

前頁の本質的価値を踏まえ、名勝円山公園を文化財として保存管理し、その上で、将来に渡り、より多くの市民や観光客が訪れる場として活用を図っていけるよう、名勝円山公園の保存管理の目標として右の5点を定める。

| 名勝円山公園の保存管理の目標 | |
|----------------|--|
| 保存管理 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史環境の再整備（修復） ■ 公園機能の維持・向上 |
| 活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公園利用の促進 ■ 制度の見直し ■ 管理運営体制の構築 |

2-2 保存管理の考え方

名勝円山公園は、前述の本質的価値を現在にまで継承し優れた風致景観の地として、その価値を高度に確立してきた一方で、開設から128年が経過していくなかで、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、施設が老朽化するとともに、「ひょうたん池の護岸のき損」、「園路の劣化」、「流れの土砂の堆積」、「桜の衰弱」、「樹木の成長による庭園修景物（景石、灯籠、橋脚等）の視認性の悪化」など、様々な課題が生じている。

これらの課題に対して適切な対応を図り、将来にわたり、名勝円山公園の本質的価値を堅持し、市民や国内外からの来訪者が持続的にその魅力を享受していくことができるよう、名勝円山公園を、あるべき姿に戻す“再整備（修復）”と、再整備（修復）後に、名勝円山公園をあるべき姿に保つよう適切な維持管理を行う“維持・向上”に取り組む。

このため、以下のとおり、保存管理の考え方を定めるとともに、今後も社会の要請や変化に応じて、必要な見直しを行いながら、適切な保存管理を進めていくものとする。

名勝円山公園保存管理の考え方（案）

保存管理

1 歴史環境の再整備（修復）

名勝円山公園は、自然的要素、庭園的要素、公園的要素及び人文的要素が融合し、かつ、圓山山麓の景観的要素と一体となった歴史環境を形成している。その一方で、名勝指定当時とのかい離が見受けられるため、名勝円山公園を本来あるべき姿へと戻す再整備（修復）を行う。

2 公園機能の維持・向上

名勝円山公園の本質的価値を構成する要素の関係性に配慮し適切な維持管理を行うとともに、公園の成立過程や多面的な利用機能に応じた区域区分を前提に、各区域の特徴に応じたきめ細かな維持管理を行う。

活用

3 公園利用の促進

花見や行催事、生業など、名勝円山公園における諸活動の経緯を尊重しつつ、適切に保存管理された名勝円山公園をより多くの人に楽しんでもらえるよう、適正な利用を促進し、来訪者の増加や国際化への対応を図る。

4 制度の見直し

都市公園円山公園は、他の公園と同等に位置づけることが困難なため、別途「（仮称）京都市円山公園条例」の制定等の制度の見直しを検討する。

5 管理運営体制の構築

名勝円山公園の保存管理を推進するため、関係部局等における保存管理・運営体制の構築を進める。また、継続して実施できる体制を検討する。

2-3 区域区分（案）

これまでの検討に基づいて、名勝円山公園の成り立ち、利用機能の多様性を踏まえ、保存管理における区域区分を以下のとおりとした。

表 19 名勝円山公園の区域区分（案）

| 区域区分 | 各区域の内容 | 各区域の範囲 |
|---------|---------------------------|---|
| 圓山山麓* | 園地、安養寺境内及び長楽寺境内を含む区域 | 園地、安養寺境内、長楽寺境内、園路（該当区域南西の便益施設脇から）、便益施設及びその周辺箇所 |
| 東大谷参道 | 東大谷参道及びその周辺の区域 | 東大谷参道及びその周辺箇所 |
| 園池 | 武田五一、植治による改良工事箇所及びその周辺の区域 | 園地、園路（該当区域南西の車止めから、該当区域南東の便益施設脇まで）、便益施設及びその周辺箇所 |
| 祇園枝垂桜周辺 | 祇園枝垂桜を中心とした区域 | 祇園枝垂桜、水路、園地、便益施設、園路（八坂神社・市民の森入口から、知恩院入口、該当区域南東の車止めまで）及びその周辺箇所 |
| 音楽堂周辺 | 音楽堂、双林寺境内及び西行庵を含む区域 | 音楽堂、園地、園路、双林寺境内、西行庵及びその周辺箇所 |
| 市民の森 | 市民の森、地下駐車場を含む区域 | 市民の森、地下駐車場、園地、園路（市民の森南西入口から南東入口脇まで）及びその周辺箇所 |
| 便益施設 | 便益施設が立ち並ぶ区域 | 便益施設（水路北側）、園路及びその周辺箇所 |

※円山公園東部は、東山三十六峰のうち円山に位置し、花洛名勝図会等の近世資料では当山を圓山と表記している。
また、本計画では、「円山」という標記を地域名称として別途用いていることを踏まえ、区域区分に当たっては「圓山」という旧字標記を用いることとした。

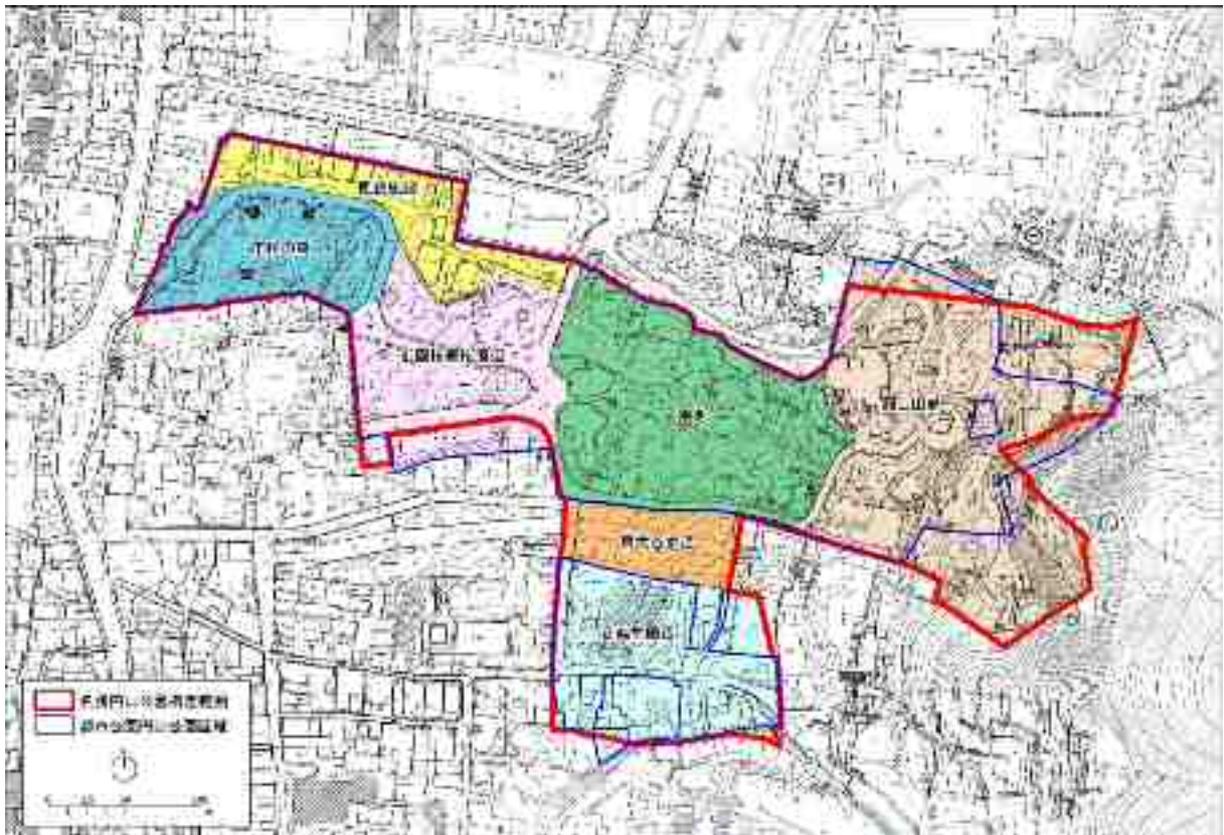


図 43 名勝円山公園の区域区分

出典：京都市資料を基に作図

3 保存管理方針

3-1 保存管理方針の考え方

(1) 保存管理方針の必要性

名勝円山公園は、その成り立ちや、利用機能の多様性を踏まえると、江戸期以降、圓山山麓、東大谷参道、園池、祇園枝垂桜周辺、音楽堂周辺、市民の森、及び、便益施設の順に、各区域が形成され保存管理と活用が図られてきた。

名勝円山公園の適切な保存管理を進めていくためにも、各区域において本質的価値を構成する要素の特定を行うとともに、保存管理の方向性に基づき、各区域の保存管理方針（目指すべき姿）と、構成要素毎に具体的保存管理方針を定める必要がある。

(2) 名勝円山公園の本質的価値と構成要素の関係

名勝円山公園は、江戸期以前、公園開設以降、公園改良以降、都市公園法施行以降と、その本質的価値を付加し続けてきた。なお、名勝円山公園の成り立ちのなかで、武田五一と植治により改良工事が行われた園池など、下図に例示した画期の出来事により、構成要素として、その価値を高めたものがある一方で、土地収用や経年変化のなかで、その価値が変遷したものもある。

このため、保存管理方針の検討にあたっては、名勝円山公園の本質的価値とは、名勝公園として、また、都市公園として成立してきた過程であるということ踏まえ、各構成要素と本質的価値の関係性を把握した。

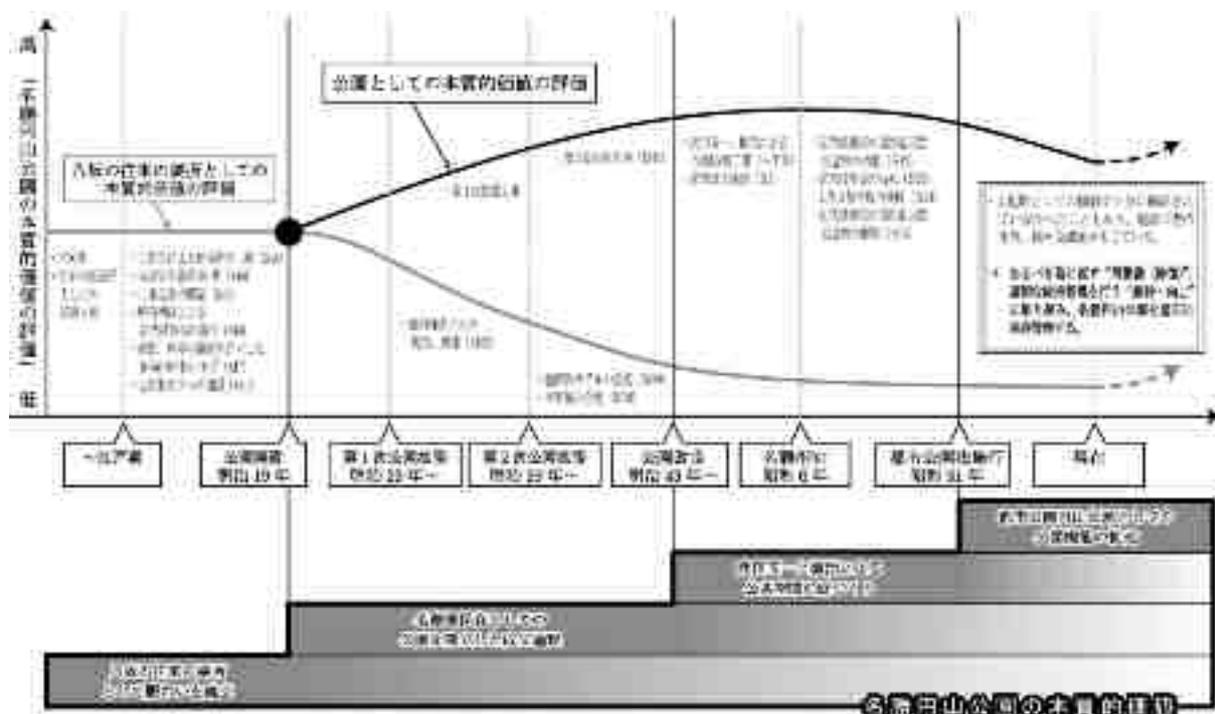


図 44 本質的価値を構成する諸要素の変遷イメージ

(3) 本質的価値を構成する諸要素の特定

本質的価値を構成する諸要素を特定し、その保存管理方針を検討するにあたっては、名勝円山公園全域をつなぐ本質的価値および各区域の保存管理方針(目指すべき姿)を定める必要がある。

このため、まずは、『都名所圖會』²⁸を踏まえ時代比較し市内の名所地を包括的に紹介した資料である『新撰京都名所圖會』²⁹等を参考に、名勝円山公園の成り立ちを整理した。その上で、名勝円山公園の構成要素をつなぐ全域の「本質的価値に係る保存管理の基本的考え方」および「区域の保存管理方針」を次節以降で定めるものとした。

区域の保存管理方針を踏まえ、「区域の構成要素」である地形・地割、水系、建築物・工作物、植栽・植生、遺跡・遺構と行催事の場を特定した。また、現在の名勝円山公園のある地域は、図 45 に示すとおり、八坂の一角として、江戸期以降、周辺地域の環境と深く関連しているため、各区域の保存管理の基盤となる「該当区域の関係法令」を併せて整理した。



図 45 江戸期の真葛ヶ原・圓山山麓をとりまく八坂の立地関係模式図

²⁸ 秋里籬島，竹原春朝斎『都名所図會』，書林吉野屋，安永9年(1780)

²⁹ 竹村俊則『新撰京都名所圖會』，白川書院，昭和33年(1958)

(4) 名勝円山公園の本質的価値に係る保存管理の基本的考え方

名勝円山公園の本質的価値を保存継承することを基本として、さらに圓山山麓から市街地につながる空間的特徴、江戸期以降の名所として、さらには、賑わいの場としての活用上の特徴などを踏まえ、その価値を顕在化させるため、必要な恒常的管理、再整備（修復）にあたることを保存管理の基本的考え方とする。

また、名勝円山公園は都市公園としても多くの市民や観光客に親しまれており、時代毎のニーズに対応してその風致景観が変化していくことも考えられる。このため、歴史的な経緯を示した資料等や各種調査結果、ならびに今後の再整備（修復）にあたっては、正確な情報の継承のための記録保存に努めるものとする。

これらの考え方に基づき、保存管理の基本的考え方を下記のとおりとした。

名勝円山公園の本質的価値に係る保存管理の基本的考え方

- 1) 圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形、地割りが基盤となる眺望、景観の連続性を保存・修復する。
- 2) 円山公園を彩る疎水を水源とする水系および水質の維持、水量の確保などを通じて、滝、流れ、池、水路とつながる独特の水景を保存・修復する。
- 3) 江戸期からの賑わい、名所としての円山公園の風景を構成する枝垂れ桜、茶屋等の見所・風致景観を鑑賞できる回遊動線を適切に保存・修復する。

(5) 構成要素毎の保存管理方針の設定

以上の検討を踏まえ、各区域の適切な保存管理を図るため、「構成要素毎の保存管理方針」を設定した。なお、各区域は成り立ちや利用機能が異なるため、その構成要素は様々であるが、地形・地割や建築物・工作物など、区域共通の保存管理方針もあるため、区域個別の保存管理方針の前段に「全般」として整理した。

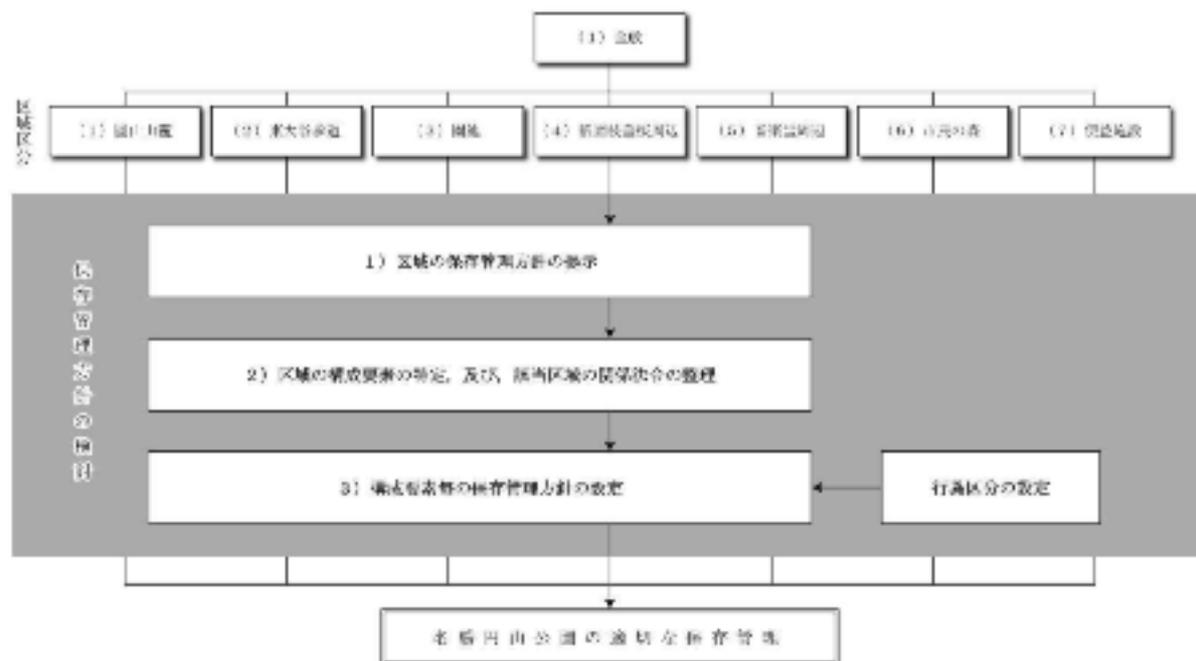


図 46 保存管理方針 検討フロー

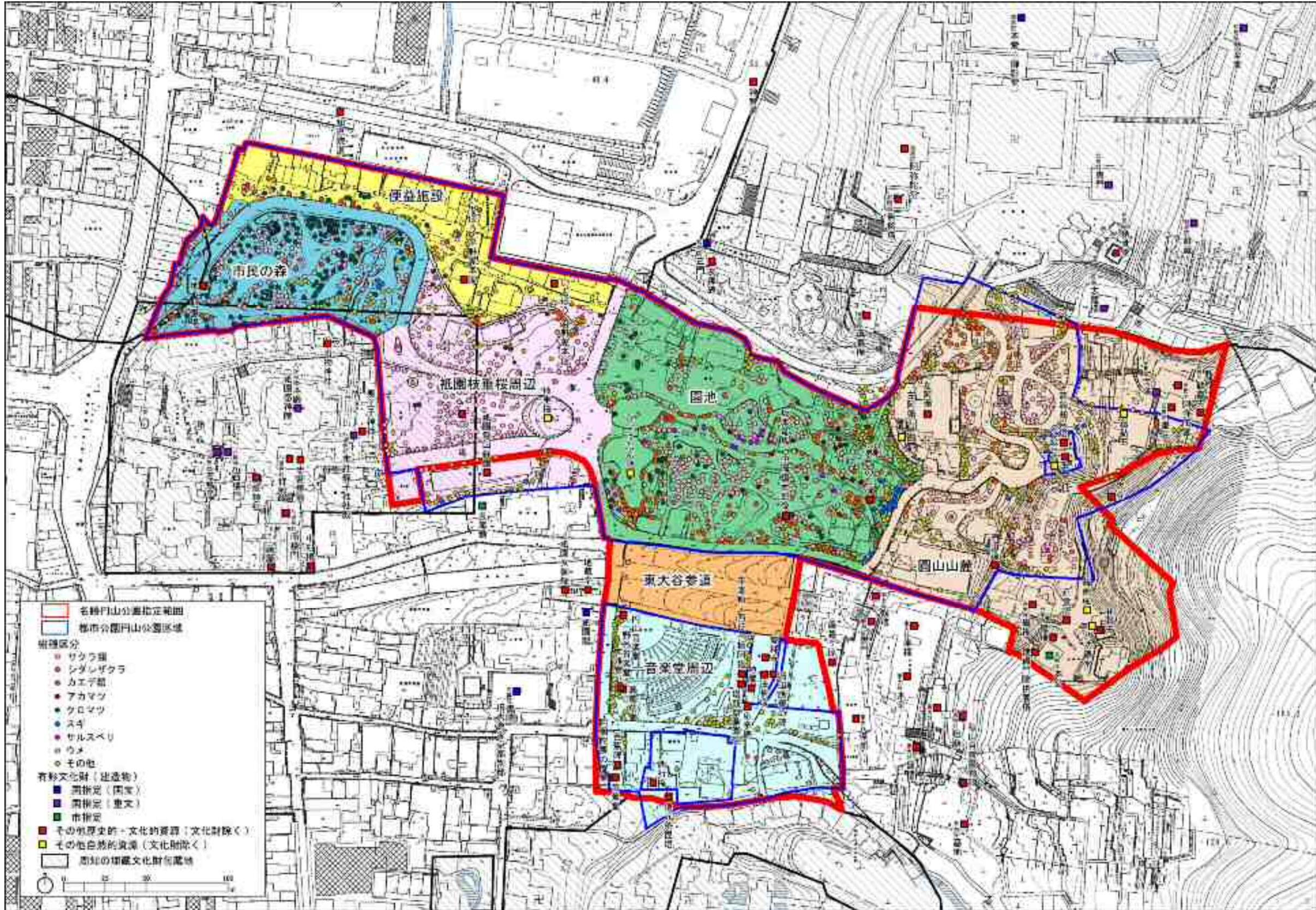


図 47 区域区分と資源分布状況

3-2 各区域における保存管理方針

(1) 全般

次頁以降では、各区域の構成要素を地形・地割、水系、建築物・工作物、植栽・植生、遺跡・遺構と行催事の場に区分し、その保存管理方針を設定している。そのうち、区域共通の保存管理方針を下表のとおり整理した。

表 20 区域共通の構成要素毎の保存管理方針

| 構成要素の区分 | | 構成要素毎の保存管理方針 |
|----------|-----|--|
| ○地形・地割 | | <ul style="list-style-type: none"> 地形・地割は、名勝円山公園の保存管理において重要な構成要素として現況を維持する。 園地、園路、参道等は、原則、恒常維持管理の範囲で修繕するものとし、定期修理においては意匠等の見直しを含めて検討を行う。 |
| ○水系 | | <ul style="list-style-type: none"> 流れや池底、水路床については、土砂や落ち葉等の堆積状況を点検し、浚渫による恒常維持管理を行う。 園内の水路系統については、漏水箇所を中心とした現況調査を実施し、定期修理を行う。 |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> 公園施設の定期修理は、名勝円山公園にふさわしい意匠形態等となるよう検討を行う。 トイレ等、新たに公園施設を設置する場合は、設置場所や必要量を踏まえ必要最小限とする。 便益施設は、所有者との協議の上、デザイン等の適正化ならびに関係法令との調整を図る。 民地にある建築物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。 |
| | 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> 名勝指定後に設置された石造物や歌碑、工作物等は、名勝指定前の修景物と混合しないよう、その設置経緯や状況を明らかにし、恒常維持管理を行う。 石積みは、その位置や意匠、空間の連続性に留意し、再整備（修復）を行う。 便益施設周辺に設置する自動販売機や看板などの工作物については、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を図る。 民地にある工作物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。 |
| ○植栽・植生 | | <ul style="list-style-type: none"> 景観を特徴づけている樹木の恒常維持管理を行う。 樹木の成長により、眺望景観や景石や石造物の視認性を損ねている場合は、剪定等による恒常維持管理を行う。 植生は、名勝円山公園の重要な構成要素として保存管理を行う。 サツキなど、風致景観を損ねている低木や地被植物は適切な整理を行う。 シダレザクラを含むサクラ類等、名勝円山公園の景観を特徴づける樹木に、表土の流出等の保存管理上の課題が確認された場合は、樹勢回復措置を検討する。 都市公園として防犯面も考慮し、低木は場所に応じた管理を行う。 |
| ○遺跡・遺構 | | <ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵されている遺構は、名勝公園が埋蔵する重要な構成要素として保全する。 |
| ○行催事の場 | | <ul style="list-style-type: none"> 行催事、イベント開催の場の保存管理を行う。 |
| ○活用 | | <ul style="list-style-type: none"> 園路は、歩車分離のルールや障がい者対応ルートを検討する。 園池の駐車車両などの対応策を検討する。 屋外広告物のルールを検討する。 |

(2) 区域区分毎

1) 圓山山麓



圓山山麓は、江戸期まで安養寺境内において、時宗寺院の子院、六阿弥が「貸座敷」を営むなど、圓山の起伏を活かした眺望や庭園美を背景とした名勝地として賑わった。明治期の上知令により官有地となって以降も、旧境内が払い下げられ、吉水温泉や也阿弥ホテルが建設されるなど、圓山山麓に新しい景観が作りだされた。

公園開設以降から現在に至るまでの圓山山麓は、安養寺及び長樂寺の境内、園地と便益施設が調和する区域として利用が図られているとともに、名勝円山公園の背景として、圓山の地形を活かした景観を作りだしている。

(ア) 区域の保存管理方針

名勝円山公園の背景として、圓山山麓の間から、安養寺・長樂寺等の古寺名刹の屋根が見え隠れする景観を保存管理する。

また、地形・地割や植栽・植生を活かした園地の保存管理を行うとともに、左阿弥をはじめとした便益施設の賑わいづくりや眺望景観の復活など、公園機能を向上することで、江戸期に賑わいがあった圓山山麓への動線を再興し、更なる利用の促進を図る。

(イ) 区域の構成要素

| ■構成要素 | | | 価値との関係※ | |
|--------|-----------------------|--|---------|--------|
| 区分 | | 詳細 | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ・圓山山麓の地形 | ● | |
| | 地割 | ・安養寺、吉水大弁財天女、長樂寺の境内並びに伽藍配置 ・便益施設（左阿弥）の敷地並びに庭園 | ● | |
| | | ・園地、園路 ・知恩院境内に至る管理用道路 | | ● ● |
| ○水系 | ・吉水大弁財天女名水吉水 ・長樂寺八功德水 | | ● | |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

| ■構成要素 | | 価値との関係※ | |
|---|---|---------|----|
| 区分 | 詳細 | 名勝 | 都市 |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | ● | |
| | ・指定有形文化財（建造物）並びにそれに準ずる建築物 －安養寺本堂・書院，吉水大弁財天女堂， 長樂寺本堂（市指定・登録文化財）・鐘樓・庫裡等 | | |
| | ・便益施設（飲食店他） | ● | ● |
| | ・公園施設（四阿，百年前に設置されたトイレ） | | ● |
| 工作物 | ・園地並びに境内の景石，石造物 －安養寺慈鎮和尚塔（国指定重要文化財），長樂寺建禮門院供養塔等 | ● | |
| | ・公園施設（ベンチ，サイン類，照明等） | | ● |
| ○植栽・植生 | ・園地，境内，及び，便益施設の樹木 | | ● |
| | ・圓山山麓の植生 | ● | |
| ○遺跡・遺構 | ・周知の埋蔵文化財包蔵地（知恩院境内） | ● | |
| ■該当区域の関係法令 | | | |
| ・風致地区第1種地域 ・歴史的風土特別保存地区 ・眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等 | | | |

※各構成要素が，名勝円山公園の本質的価値のうち，名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

（ウ）構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて，該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・圓山山麓の傾斜地形を活かした，安養寺並びに長樂寺境内，左阿弥の敷地並びに庭園についても，山麓の重要な構成要素として，現況を維持する。
- ・圓山山麓の地形を活かした都市部への眺望景観の保存管理を行う。
- ・知恩院境内に至る管理用道路は，所有者と協議の上，保存管理を行う。

○水系

- ・民地である吉水大弁財天女名水吉水と長樂寺八功德水は，圓山山麓の重要な水景として水源・水量の確保等，所有者と協議の上，保存管理を行う。

○建築物・工作物

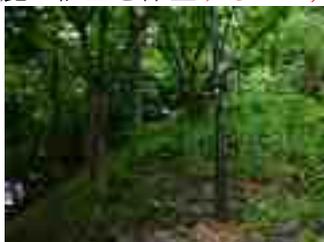
- ・民地である安養寺，吉水大弁財天如堂及び長樂寺の伽藍は，所有者と協議の上，保存管理を行う。
- ・伽藍や，左阿弥の建築物を，圓山山麓の風致景観と園地からの眺望景観を構成する重要な要素として保存管理する。

○植栽・植生

- ・圓山山麓の景観を特徴づけているシダレザクラやサクラ類，カエデ類，区民の誇りの木のモミ等の樹木を恒常維持管理する。
- ・圓山山麓からの眺望景観を復活させるために，樹木の伐採を検討する。
- ・名勝円山公園の背景となる圓山山麓の植生を保全するため，国有林の取扱状況を把握する。



圓山山麓から望む眺望



圓山山麓の植栽・植生



園地



安養寺



長樂寺



左阿弥

2) 東大谷参道



東大谷参道は、東本願寺大谷祖廟に至る参道である。慶長7年（1602）東西二派にわかれた本願寺は、祖廟を圓山の東北隅に築いたが、承応2年（1653）に徳川家綱が現在の地を寄進したことから祖廟をここに移して以来、東大谷という。

東大谷参道は、現在も、東大谷祖廟や東大谷墓地への参拝道として、多くの参拝者に利用されているとともに、八坂神社や知恩院から高台寺に至る往来の要所となっている。

(ア) 区域の保存管理方針

大谷祖廟に至る東大谷参道として、所有者と協議を行い、適切な保存管理を図る。

(イ) 区域の構成要素

| ■構成要素 | | 価値との関係※ | |
|--------|------------------|---------|----|
| 区分 | 詳細 | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ● | |
| | 地割 | ● | |
| ○工作物 | ・石造物（燈籠等） | ● | |
| ○植栽・植生 | ・東大谷境内の樹木 | ● | |
| ○行催事の場 | ・東大谷祖廟，東大谷墓地への参拝 | ● | |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

■該当区域の関係法令

- ・風致地区第1種地域
- ・歴史的風土特別保存地区
- ・眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・東大谷境内並びに参道として、恒常維持管理の範囲で修繕する。

○工作物

- ・点検等の結果を踏まえ、石造物き損部の定期修理を行う場合は、可能な限り往時の材料・工法を用いる。

○植栽・植生

- ・東大谷参道の景観を特徴づけているクロマツ等の樹木の恒常維持管理を行う。

○行催事の場合

- ・東大谷祖廟，東大谷墓地への参拝路として，参拝者の誘導を図る。



東大谷参道 平成 26 年（2014）5 月 17 日撮影 参道入り口から東大谷祖廟，圓山を望む



年始の参拝風景 平成 27 年（2015）1 月 3 日撮影 東大谷祖廟から参道，都市部を望む

3) 園池



園池は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。真葛ヶ原は、江戸期になると、八坂神社から圓山山麓の六阿弥に至る往来の要所として賑わった。

公園開設時点では、真葛ヶ原は公園に含まれていなかったが、公園として一帯の風致景観の統制をとるため、明治23年(1890)から明治42年(1909)にかけて行われた公園拡張事業により公園に含まれた。その後、明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、現在の園池の景観がつけられた。

(ア) 区域の保存管理方針

武田五一と植治によりつくりだされた名勝指定当時の景観へと戻すため、**流れと園地、植栽、地形などの連続性との調和に配慮して**再整備(修復)を行う。また、名勝円山公園へ国内外から多くの公園利用者を迎えらるよう、公園施設の充実を図り、公園機能を維持・向上する。

(イ) 区域の構成要素

| ■構成要素 | | 価値との関係※ | |
|----------|-----|---------|----|
| 区分 | | 詳細 | |
| | | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ● | |
| | 地割 | ● | |
| ○水系 | | ● | |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | | ● |
| | 工作物 | ● | |
| | | | ● |
| | | | ● |
| ○植栽・植生 | | ● | ● |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

■該当区域の関係法令

- ・風致地区第1種地域
- ・歴史的風土特別保存地区
- ・眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・地形・地割は、作庭意図を反映する重要な要素である。このため、園池においては、景観のまとまりをもとに区域を詳細に把握する。
- ・定期修理に伴う発掘調査等により、作庭当時の地形・地割が確認できた場合は復原を検討する。
- ・滝への見通し、ひょうたん池から望む華頂山、圓山等への眺望景観の保存管理を行う。

○水系

- ・植治の庭づくりにおいては、水が重要な要素である。特に園池においては、滝から、流れ、ひょうたん池へと水が変化のある景観をつくりだしている。これらの水景の保存管理を行うため、井戸水取水ポンプ施設による水源・水量の確保等、恒常維持管理を行う。

○建築物・工作物

- ・配置された石組み、景石、石造物は、園池を構成する重要な要素として、恒常維持管理を行う。
- ・また、点検等の結果を踏まえ、護岸石組みき損部の定期修理を行う場合は、伝統的技術の保存継承の観点から、可能な限り往時の材料・工法を用いる。
- ・便益施設は、流れとの連続性に留意し、所有者との協議の上、デザイン等の適正化を進める。
- ・人止め柵は、武田五一が設置した砲弾型のデザインを基調とする。

○植栽・植生

- ・園池の景観を特徴づけているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の樹木の恒常維持管理を行う。
- ・重要なシダレザクラ2本やサクラ類については、樹勢回復措置を検討する。
- ・流れと植栽の調和を図る。
- ・圓山山麓からの眺望景観を復活させるために、樹木を維持管理し、眺望景観との調和を図る。



滝流れ



流れ



ひょうたん池舟着きからの眺望



園池東部の築山



園池北西部の園地



園池南部の園地

4) 祇園枝垂桜周辺



祇園枝垂桜周辺は、江戸期以前より祇園林夜桜として名所図会に紹介されるほどの花見の名所であった。また、明治6年（1873）に、祇園宝寿院の庭にあった枝垂桜が明石博高により寄付されて以来、昭和22年（1947）まで、夜桜の象徴として多くの花見客に親しまれた。

公園開設以降、祇園枝垂桜周辺において、昭和24年（1949）の二代目枝垂桜の移植をはじめとした植栽の充実、公園施設や便益施設の維持管理をおこなってきたことで、現在も、祇園の夜桜などの行催事の場として賑わいを見せている。

（ア）区域の保存管理方針

江戸期から連続と続く祇園の夜桜などの行催事を支える場として、祇園枝垂桜周辺の保存管理を行うと共に、**露店も含めた便益施設の適正化を進めることで**、公園機能の維持・向上を図る。

（イ）区域の構成要素

| ■構成要素 | | 価値との関係※ | |
|----------|-----|---------|----|
| 区 分 | | 詳細 | |
| | | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ● | |
| | 地割 | ● | |
| ○水系 | | | ● |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | | ● |
| | 工作物 | | ● |
| ○植栽・植生 | | | ● |
| ○遺跡・遺構 | | ● | |
| ○行催事の場 | | ● | ● |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

■ 該当区域の関係法令

- ・ 風致地区第1種地域
- ・ 歴史的風土特別保存地区
- ・ 眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○ 地形・地割

- ・ 祇園林が残る周辺の地形と、祇園枝垂桜の植込みは現況を維持する。

○ 水系

- ・ 祇園枝垂桜周辺北部を流れる水路は、便益施設と一体となり景観をつくりだしていることから、その水景を適切に保存管理していくため、水源・水量の確保等、恒常維持管理を行う。
- ・ 局地的豪雨により八坂神社に水が流出するため、埋蔵文化財に配慮した排水対策を検討する。

○ 建築物・工作物

- ・ 清々館と祇園祭山鉾館は、隣接する八坂神社の関係施設として所有者との協議の上、祇園枝垂桜周辺の風致景観を構成する重要な要素であることから保存管理を行う。
- ・ ラジオ塔や時計塔、飲水鉢等の工作物の恒常維持管理を行う。

○ 植栽・植生

- ・ 祇園枝垂桜を中心に、景観を特徴づけているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、クロマツ等の樹木の恒常維持管理を行う。
- ・ 特に、シダレザクラやサクラ類については、樹勢回復措置を検討する。
- ・ 祇園林についても、祇園枝垂桜周辺の重要な構成要素として保全する。

○ 行催事の場

- ・ 祇園の夜桜など、行催事の場としての活用を図るとともに、踏圧等によるサクラ類への影響緩和やゴザの貸し出しによる景観対策など、行催事の場としての保存管理を行う。



花見の様子



祇園枝垂桜周辺 北部園地・水路



祇園枝垂桜周辺 南部園地



ラジオ塔と祇園祭山鉾館

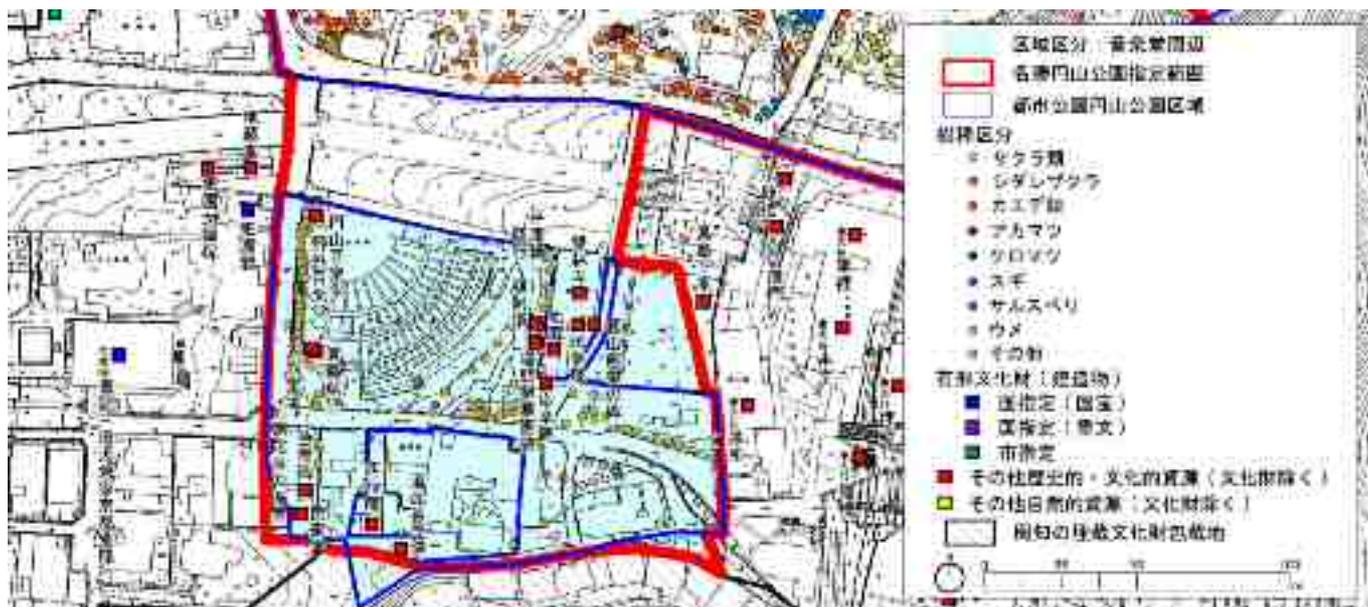


八坂神社から祇園枝垂桜へ至る園路



祇園枝垂桜から知恩院へ至る園路

5) 音楽堂周辺



音楽堂周辺は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。江戸期には、雙林寺、西行庵及び芭蕉堂があり、知恩院、八坂神社から高台寺に至る往来の要所として賑わっていた。なお、明治期の上知令により雙林寺境内の多くが官有地となった。

公園開設以降は、園地や便益施設とともに主に雙林寺境内としての風致景観を形成してきたが、昭和2年(1927)に音楽堂が建設されて以降、活発な集客イベント開催に伴う集散の場として利用されている。

(ア) 区域の保存管理方針

雙林寺並びに西行庵を含む区域として、名勝地を形成してきた成立過程を重視した保存管理を行うとともに、活発な集客イベントの開催に伴う集散の場として公園機能を向上し、**市民のニーズを把握した上で**、更なる公園利用の促進を図る。

(イ) 区域の構成要素

| ■構成要素 | | 価値との関係※ | | |
|----------|---|---------------------|----|---|
| 区分 | 詳細 | 名勝 | 都市 | |
| ○地形・地割 | 地形 | ● | | |
| | 地割 | ● | | |
| ○水系 | ・井戸水取水ポンプ施設 | | ● | |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | ● | | |
| | | ・便益施設(西行庵、芭蕉堂他、飲食店) | ● | ● |
| | 工作物 | ● | | |
| | ・園地並びに境内の景石、石造物 - 雙林寺法華塚、平康頼・西行・頓阿塔、圓山慶舉の碑、芭蕉堂石碑等 ・公園施設(ベンチ、サイン類、照明等) | | ● | |
| ○植栽・植生 | ・園地、境内、及び、便益施設の樹木 | ● | ● | |
| ○遺跡・遺構 | ・周知の埋蔵文化財包蔵地(高台寺境内(雲居寺跡)) | ● | | |
| ○行催事の場 | ・西行庵花供養、芭蕉忌 | ● | | |
| | ・音楽堂を拠点とした集会等の利用 | | ● | |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

■該当区域の関係法令

- ・風致地区第1・2種地域
- ・清水寺周辺特別修景地域
- ・歴史的風土特別保存地区
- ・産寧坂地区伝統的建造物群保存地区
- ・眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・雙林寺境内及び伽藍配置と、音楽堂、西行庵、及び、芭蕉堂の敷地についても、音楽堂周辺の重要な構成要素として、現況を維持する。

○水系

- ・園池の水景を保存管理していくため、水源・水量の確保ができるよう、井戸水取水ポンプ施設の恒常維持管理を行う。

○建築物・工作物

- ・民地である、雙林寺伽藍と西行庵の建築物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。
- ・音楽堂の建物等については、名勝円山公園の重要な構成要素として、今後の利用のあり方を踏まえ、保存管理を行う。
- ・雙林寺、西行庵に設置された景石並びに石造物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。

○行催事の場

- ・西行庵並びに芭蕉堂で行われる行催事の場の保存管理を行う。



雙林寺



音楽堂脇の園地



井戸水取水ポンプ施設



音楽堂 正面



西行庵



音楽堂周辺南東部の広場

6) 市民の森



市民の森は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林とともに芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。昭和31年（1956）に、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となり、市民の森に昭和46年（1971）に地下駐車場が開設されて以降も、行催事や各種イベントに利用できる場となっている。

（ア）区域の保存管理方針

祇園北林が残る市民の憩いの場として、**市民のニーズも踏まえ**市民の森の保存管理を行うとともに、**繁華街に近い立地を活かし、祇園北林の名残を活かしながら**、にぎわいの創出を図る。

（イ）区域の構成要素

| ■構成要素 | | ■構成要素 | | ■構成要素 | |
|----------|-----|---|--|---------|----|
| 区分 | | 詳細 | | 価値との関係※ | |
| | | | | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ・ 祇園北林周辺の地形 | | ● | |
| | 地割 | ・ 園地，園路 | | | ● |
| ○水系 | | ・ 水路 | | | ● |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | ・ 地下駐車場等 ・ 公園施設（四阿，トイレ） | | | ● |
| | 工作物 | ・ 公園施設（ベンチ，サイン類，照明等） ・ 石造物（働く少年の像等），歌碑 | | | ● |
| ○植栽・植生 | | ・ 市民の森の樹木 ・ 祇園北林 | | ● | |
| ○遺跡・遺構 | | ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地（祇園遺跡，八坂神社） | | ● | |
| ○行催事の場 | | ・ 年末年始，花見（祇園の夜桜）時期に伴う露店 ・ イベント等 | | ● | ● |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

■該当区域の関係法令

- ・ 風致地区第1種地域
- ・ 歴史的風土特別保存地区
- ・ 歴史遺産型美観地区
- ・ 眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・園地については、繁華街に近い立地を活かした定期修理を検討することで、都市公園として、市民への憩いの場、賑わいの場の提供等、公園機能の維持・向上を図る。

○水系

- ・市民の森の水景を適切に保存管理していくため、水源・水量の確保等、恒常維持管理を行う。

○建築物・工作物

- ・地下駐車場については、名勝円山公園の主要な施設であることから、恒常維持管理を行う。

○植栽・植生

- ・市民の森を特徴づけている、祇園北林、シダレザクラやサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の植栽樹木の恒常維持管理を行う。
- ・祇園北林についても、市民の森の重要な構成要素として保全する。

○行催事の場

- ・年末年始や祇園の夜桜など、行催事の場の保存管理を行う。
- ・イベント等の開催など、市民の森の利用を促進できるよう、行催事の場の保存管理を行う。



祇園北林



市民の森の植栽樹木



園地



四阿・水路



地下駐車場車両進入口



地下駐車場 利用者出入り口

7) 便益施設



便益施設は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林とともに芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。明治39年（1906）から明治42年（1909）に行われた第2次公園拡張工事に伴い、祇園枝垂桜周辺の南部、八坂神社東門からの園路南側に連なっていた遊戯場等が、現在、便益施設がある箇所へ移動させられた。現在も、飲食店他、便益施設が立ち並び、国内外から多くの公園利用者を迎え賑わっている。

(ア) 区域の保存管理方針

便益施設が集積する区域として、所有者との協議の上、適切な保存管理がなされるように、「(仮称)京都市円山公園条例」の制定等の制度の見直し等を踏まえた公園機能の維持・向上を図る。

その上で、国内外から多くの公園利用者を迎えられるよう、来訪者の増加や国際化への対応等、公園利用の促進を図る。

(イ) 区域の構成要素

| ■構成要素 | | | 価値との関係※ | |
|----------|-----|-----------------|---------|----|
| 区分 | | 詳細 | 名勝 | 都市 |
| ○地形・地割 | 地形 | ・祇園北林周辺の地形 | ● | |
| | 地割 | ・園地，園路 | | ● |
| ○建築物・工作物 | 建築物 | ・便益施設（飲食店他） | | ● |
| | 工作物 | ・公園施設（サイン類，照明等） | | ● |
| ○植栽・植生 | | ・園地並び便益施設の樹木 | | ● |

※各構成要素が、名勝円山公園の本質的価値のうち、名勝公園の価値と都市公園の価値とのいずれかに該当するかを整理。

| ■該当区域の関係法令 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区第1種地域 ・歴史的風土特別保存地区 ・眺望景観保全区域近景デザイン保全区域 等 |

(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

全般と併せて、該当区域固有の構成要素について以下のとおり保存管理方針を定める。

○地形・地割

- ・ 祇園北林が残る周辺の地形は現況を維持する。
- ・ 園路については、公園利用者の通行に配慮するとともに、関係車両の進入や荷捌き場所としての利用の方法について検討を行う。
- ・ 風致景観に配慮し、無電柱化を検討する。

○建築物・工作物

- ・ 便益施設は、所有者との協議の上、**デザイン等**の適正化を進める。
- ・ 便益施設周辺に設置する自動販売機や看板などの工作物については、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を進める。

○植栽・植生

- ・ 便益施設の景観を特徴づけているサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の樹木を維持管理する。



知恩院門前



便益施設



いもぼう



東部園路中央



東部園路中央からの西向きの眺め



東部園路西入口からの東向きの眺め

4 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

名勝指定範囲内における現状変更にあたっては、文化財保護法 125 条に基づいて、文化庁長官の許可を得なければならない。保存管理計画の策定に当たっては、現状変更等の取扱方針及び取扱基準を定める必要がある。

4-1 記念物内における行為と申請・届出の手続きとの相互関係

記念物の指定範囲内で行われる行為のうち手続きが必要とされるのは、現状変更行為とき損に伴う復旧行為であり、前者が申請許可制であるのに対し、後者が届出制である。また、現状変更行為のうち軽微なものに関しては、文化庁長官から地方自治体に移譲されている権限の範囲で許可される行為もある。

表 21 申請・届出の手続きの類型とその区分，根拠

| 行 為 | 申請・届出の手続き | 区分 | 根拠となる法律等 |
|---------|------------|-----|------------------------------------|
| 現状変更 | 「現状変更許可申請」 | 国許可 | 法第 125 条 |
| | | 市許可 | 法第 125 条, 法第 184 条, 法施行令第 5 条 |
| き損に伴う復旧 | 「き損・復旧届」 | - | 法第 125 条 |
| 維持の措置 | 不必要 | - | 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する規則 |

4-2 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

名勝円山公園の本質的価値には、名勝公園と都市公園としての二面性があるため、その現状変更等の取扱に当たっては、双方の価値を両立して持続するよう配慮しなければならない。このため、名勝指定範囲は下記に定める現状変更等の取扱基準に基づいて保存管理を行うとともに、本計画の対象範囲に含む都市公園区域も、現状変更等の取扱基準に準じた保存管理を行うこととする。また、名勝円山公園の本質的価値に影響を及ぼす事柄は、圓山山麓から都市部への眺望景観や、周辺地域と連携した行催事など、指定範囲外にも及ぶ。したがって、指定範囲外の行為者についても現状変更等の取扱方針準拠への協力を依頼することを検討する。

(2) 現状変更等の取扱基準

法第 125 条に基づく現状変更等の取扱基準を次のとおりとする。それぞれ行為の実施に当たっては、文化庁及び京都市との綿密な事前協議を行った上で申請を行い、現状変更許可を得る必要がある。

特に名勝の風致景観に大きな影響を及ぼすと想定される行為については、委員会もしくは検討会等を設け、その妥当性について協議した上で、現状変更申請の手続きを行う。

1) 現状変更許可が必要とされる行為

現状変更許可の対象となる行為は、構成要素毎に下記のような行為が想定される。

○現状変更許可の対象として想定される行為の一例

- ・発掘調査に伴う掘削
- ・護岸，園路整備等に伴う掘削
- ・便益施設，管理施設整備に伴う造成（盛土，切土）
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う掘削
- ・池や流れの水質を低下させる行為（指定範囲外の行為についても十分注意する）
- ・池や流れの水量・水質を改善するための行為（浚渫，配管，ポンプの設置等）
- ・建造物の損傷に伴う修復あるいは工作物，地下埋設物の新築（新設），増築（増設），改築（改修）又は除却（撤去），仮設
- ・園路，ベンチ等の休憩施設，サイン，案内板，照明灯の設置，改修
- ・園地の修景整備のための伐採・植栽
- ・内部景観保護のための境界植栽
- ・発掘調査に伴う木竹等の伐採
- ・便益施設，管理施設整備に伴う木竹等の伐採
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う木竹等の伐採

2) 現状変更許可が必要とされる行為のうち京都市に権限委譲される行為

名勝円山公園では、法第184条に基づく施行令第5第4項1号イからへ及びヌの行為が管理主体に権限移譲される行為となる。

保存管理計画の策定に当たっては、現状変更等の取扱方針及び取扱基準を定める必要がある。名勝指定範囲内において発生する行為は、現状変更，き損に伴う復旧，維持の措置に大別され，現状変更については「現状変更許可申請」，き損に伴う復旧については「き損・復旧届」を文化庁長官へ提出する必要がある。また，軽微な現状変更については，文化庁長官から都道府県又は市に権限が一部委譲されている。

表 22 具体的な現状変更の取扱基準

| (全体事項) 現状変更申請の具体的な事項については、事前相談の段階で文化庁との協議を行う。大規模整備に当たっては、有識者等の意見聴取を検討する。 | | | | |
|--|-----------------------------------|-----|--|---------------------------|
| 区域区分 | 想定される現状変更行為 | | 取扱基準 | 想定される行為者 |
| 全 体 | ガス・電気・上下水道施設の新設、更新等 | 方 針 | 現状の維持を主旨として景観へ配慮する設計とする。 | インフラ業者 |
| | | 国許可 | 管路・工作物の新設及び路線変更 | |
| | | 市許可 | 既存施設の更新（施行令5条：ホ） | |
| | 公園施設や便所などの改修・建て替え・整備、道路舗装の更新等 | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。サインや照明、舗装など、公園全体における統一性が必要な施設については、一定の指標に基づいて設置する。 | 京都市 |
| | | 国許可 | 新規施設・工作物の新設等、規模の大きい現状変更 | |
| | | 市許可 | 現状維持のための措置（施行令5条：ハ、ヘ、ホ） | |
| | 新規施設の設置等 | 方 針 | やむを得ない事情であることを前提として、綿密に事前相談を実施し、区域区分ごとの保存管理方針に即して、名勝景観に与える影響が小さい設計とする。新規の石標・碑、像の設置は、原則認めないものとする。 | 京都市、インフラ業者、民有地所有者、便益施設利用者 |
| | | 国許可 | 建物等の新規施設の設置 | |
| | | 市許可 | 工作物の設置（施行令5条：ハ） | |
| | 不定期の催事に伴う工作物の設置等 | 方 針 | 名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。 | 京都市、占有者、民有地所有者、便益施設利用者 |
| | | 国許可 | 長期間にわたる工作物の設置 | |
| | | 市許可 | 期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ） | |
| 圓山山麓 | 建物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等 | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。 | 民有地所有者 |
| | | 国許可 | 建物並びに工作物、外構の新設・整備 | |
| | | 市許可 | 既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ヘ） | |
| | 植栽樹木の伐採等 | 方 針 | 主に園池側もしくは圓山山麓内からの見通しに支障がある樹木に対する伐採等については、保存管理方針にしたがって計画する。 | 京都市、インフラ業者、民有地所有者 |
| | | 国許可 | 木竹の大規模な除伐 | |
| | | 市許可 | 木竹の伐採（施行令5条：ヘ） | |
| 東大谷参道 | 外構の改修、植栽樹木の伐採等 | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。 | 民有地所有者（東本願寺） |
| | | 国許可 | 建物並びに工作物、外構の新設・整備 | |
| | | 市許可 | 既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ヘ） | |
| 園池 | 露天、催事に伴う工作物の設置等 | 方 針 | 名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。 | 占有者 |
| | | 国許可 | 長期間にわたる工作物の設置 | |
| | | 市許可 | 期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ） | |
| 祇園枝垂桜周辺 | 建物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等 | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。 | 便益施設利用者 |
| | | 国許可 | 建物並びに工作物、外構の新設・整備 | |
| | | 市許可 | 既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ヘ） | |
| | 露天、催事に伴う工作物の設置等 | 方 針 | 名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。 | 占有者 |
| | | 国許可 | 長期間にわたる工作物の設置 | |
| | | 市許可 | 期限を限った工作物の設置（施行令5条：ハ） | |
| 音楽堂周辺 | 建物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備 | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。 | 京都市 |
| 市民の森 | 建物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備、木竹の伐採等等 | 国許可 | 建物並びに工作物、外構の新設・整備 | |
| 便益施設 | 建物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等 | 市許可 | 既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ヘ、ホ） | 便益施設利用者 |
| | | 方 針 | 名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。 | |
| | | 国許可 | 建物並びに工作物、外構の新設・整備 | |

3) 現状変更許可を必要としない行為

日常的な公園管理の行為、名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為は、現状変更行為とみなされない。但し、保存管理のうち緊急修理は、程度によってき損・復旧届を必要とする行為とみなされる。

- ・名勝の景観維持のため日常的に行う樹木の剪定や枯木の処分、倒木の除去
- ・建造物の維持管理のために行う軽微な修繕

4) 現状変更等の取扱基準の留意事項

現状変更等の取扱基準における区域別の留意事項は以下のとおりである。

(ア) 圓山山麓

- ・圓山山麓の眺望景観確保に伴う地形の改変，樹木の剪定等については，名勝円山公園の本質的価値を損なわないよう，必要に応じてシミュレーション等による事前評価などを行い，適切な範囲，方法を検討したうえで実施する。
- ・建築物の改修等においては，名勝円山公園の風致景観を損なわないよう，学識経験者，専門家等の意見も踏まえ，適切な範囲，方法を検討したうえで実施する。

(イ) 東大谷参堂

- ・参道の修繕ならびに景石・石造物等の管理については，所有者との協議のうえ，専門家の意見も踏まえ，風致景観と調和した形状，部材，色彩，仕上げに留意して実施する。
- ・行催事などの開催にあたっては，名勝の風致景観を損なわないよう，所有者との協議のうえ，周辺景観と調和した形状，部材，色彩，仕上げに留意して実施する。また，行催事終了後には速やかな現状回復を図るものとする。

(ウ) 園池

- ・園池の再整備（修復）に伴う地形の改変に係る行為については，学識経験者，専門家等の指導のもと，復原の目標を設定したうえで，適切な範囲，方法を検討し実施する。
- ・利活用施設，工作物（藤棚，ベンチ，サイン類，照明，車止め等）の改修，新築にあたっては，名勝の本質的価値を損なわないよう，その意匠，色彩などに十分配慮する。
- ・橋，沢飛び，護岸石組み等の定期修理，修復などを行う場合には，伝統的技術の保存継承の観点から，可能な限り往時の材料・方法を採用できるよう検討する。
- ・流れ，ひょうたん池の水量確保にあたっては，学識経験者，専門家等の意見も踏まえ，適切な方法を検討したうえで実施する。
- ・園池の再整備（修復）にあたっては，植栽，移植，除去，伐根および樹勢回復などを行う場合には，風致景観を損なわないような範囲，方法を検討するとともに，風致景観を構成している高木等を除去した場合には，従前と同等の樹木を植栽することを原則とする。

(エ) 祇園枝垂桜周辺

- ・サクラ類の樹勢回復措置については，学識経験者，専門家等の指導のもと，適切な方法で実施する。
- ・水路の定期修理および排水対策に係る整備等については，風致景観と調和した形状，部材，色彩，仕上げに留意して実施する。

(オ) 音楽堂周辺

- ・市民の利用ニーズなどを踏まえ，整備（修復）にあたっては適切な手法を検討する。

(カ) 市民の森

- ・水路の定期修理および排水対策に係る整備等については、風致景観と調和した形状、部材、色彩、仕上げに留意して実施する。

(キ) 便益施設

- ・便益施設の新築、改築、増築、撤去にあたっては、名勝の風致景観を損なわないよう、公園管理者との協議のうえ、専門家の意見も踏まえ、風致景観と調和した形状、部材、色彩、仕上げに留意して実施する。

5 周辺地域との保存管理における調整

(1) 周辺地域との保存管理における調整の必要性

本質的価値の一つとして再検討したとおり、名勝円山公園は、広くは八坂の一角として、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の通路の役割を果たしてきた。名勝円山公園は、現在も周辺地域と空間的連続性を有しており、行催事やイベントの際だけでなく、日常的に八坂の往来の要所として賑わいを確立し続けている。

従って、名勝円山公園の保存管理において、周辺地域の管理の考え方との調整を図り、名勝円山公園の保存管理の対象範囲と周辺地域を一体的に捉え、総体として風致景観を形成していくことが重要である。

名勝円山公園の周辺地域については、本計画の直接の対象とはならないが、名勝円山公園の保存管理に係る取組の一環として、本計画と連携した周辺地域総体として管理の考え方と、周辺地域と区域の関係性を踏まえた管理の考え方を示す。

(2) 周辺地域の管理の考え方

名勝円山公園の歴史的背景や利用状況を考慮し、八坂としての本計画の対象範囲と周辺地域との空間的連続性を勘案した風致景観の形成を図るため、関係法令に基づき、調整及び協力を求める。

(3) 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

名勝円山公園の周辺地域は、八坂として広く一般的に認知されている範囲（名勝円山公園保存管理計画の対象範囲を除く）とする。

表 23 八坂として広く一般的に認知されている範囲

八坂はもと愛宕郡八坂郷と称し北は真葛ヶ原、南は清水坂までの惣名であるが、いまはもっぱら八坂塔付近を称している。この地は桓武天皇がまだ京都へ遷都されないとき、朝鮮からわが国に来朝し帰化した八坂造一族が住んでいたところといわれる。また八坂の名はこのあたりが東山の中腹に位置し坂が多いところからかく称するともいわれる

出典：竹村俊則『新撰京都名所圖會』、白川書院、昭和33年（1958）、38頁

周辺地域の土地利用、関係法令等を勘案し、周辺地域と関係する名勝円山公園の区域の関係性と、その管理の考え方を示す。

表 24 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

| 周辺地域の区分 | 関係する区域 | 管理の考え方 | 各法令の指定地区・区域 |
|---------------|---------------------------------------|---|--|
| 青蓮院・ 知恩院周辺 | 圓山山麓 園池 祇園枝垂桜周辺 市民の森 便益施設 | <ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が累積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 一帯の趣のある沿道景観や門前景観を管理するため、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第3種・第5種）地域 青蓮院・知恩院特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（知恩院境内）等 |

| | | | |
|-------------|---------------------------------|---|---|
| 東大路通・法観寺周辺 | 市民の森 | <ul style="list-style-type: none"> 公園における繁華街に近い立地を活かしたにぎわいづくりに重要な隣接地として、地下に埋蔵される遺構の保存を前提に、所有者と協議の上、空間的な連続性や風致景観に配慮した管理を図る。 | 歴史遺産型美観地区 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（祇園遺跡）等 |
| 八坂神社 | 祇園枝垂桜周辺 市民の森 | <ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 一帯の趣のある沿道景観や、祇園林を中心とした樹林地を管理するため、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 祇園の夜桜など、来訪者へ快適で安全な空間を提供できるよう、所有者と連携して行催事の場の管理を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（八坂神社）等 |
| 長楽館・東大谷参道周辺 | 東大谷参道 祇園枝垂桜周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 東大谷参道を中心とした一帯の趣のある沿道景観を管理するため、所有者と協議の上、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 | 歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域 円山特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等 |
| 東大谷 | 圓山山麓 東大谷参道 園池 音楽堂周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 清水寺周辺特別修景地域 等 |
| 産寧坂 | 音楽堂周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 産寧坂伝統的建造物群の特性である、高台寺表門から名勝円山公園までに連なる、高台寺塔頭群とその土塀、数奇屋風の茶屋や和風邸宅が形成する風致景観を、所有者と協議の上、適切に管理する。 | 歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域* 眺望景観視点場（面） 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等 |
| 高台寺 | 音楽堂周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（高台寺境内（雲居寺跡））等 |
| 華頂山・圓山 | 圓山山麓 園池 | <ul style="list-style-type: none"> 名勝円山公園の背景を構成する重要な要素として、地形、植生を適切に管理する。 園池からの眺望景観の重要な要素として、隣接する圓山山麓とともに、一体的な植栽、植生の管理を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等 |
| 清水寺周辺 | 東大谷参道 園池 祇園枝垂桜周辺 音楽堂周辺 | <ul style="list-style-type: none"> 名勝円山公園とは隣接していないが、青蓮院・知恩院から、園池、祇園枝垂桜、音楽堂を経て、清水寺に至る趣のある景観を保全するため、散策路の連続性を図るなど、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 | 歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第2種・第3種）地域 清水寺周辺特別修景地域 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域 等 |

※伝統的建造物群保存地区のため、手続等は不要

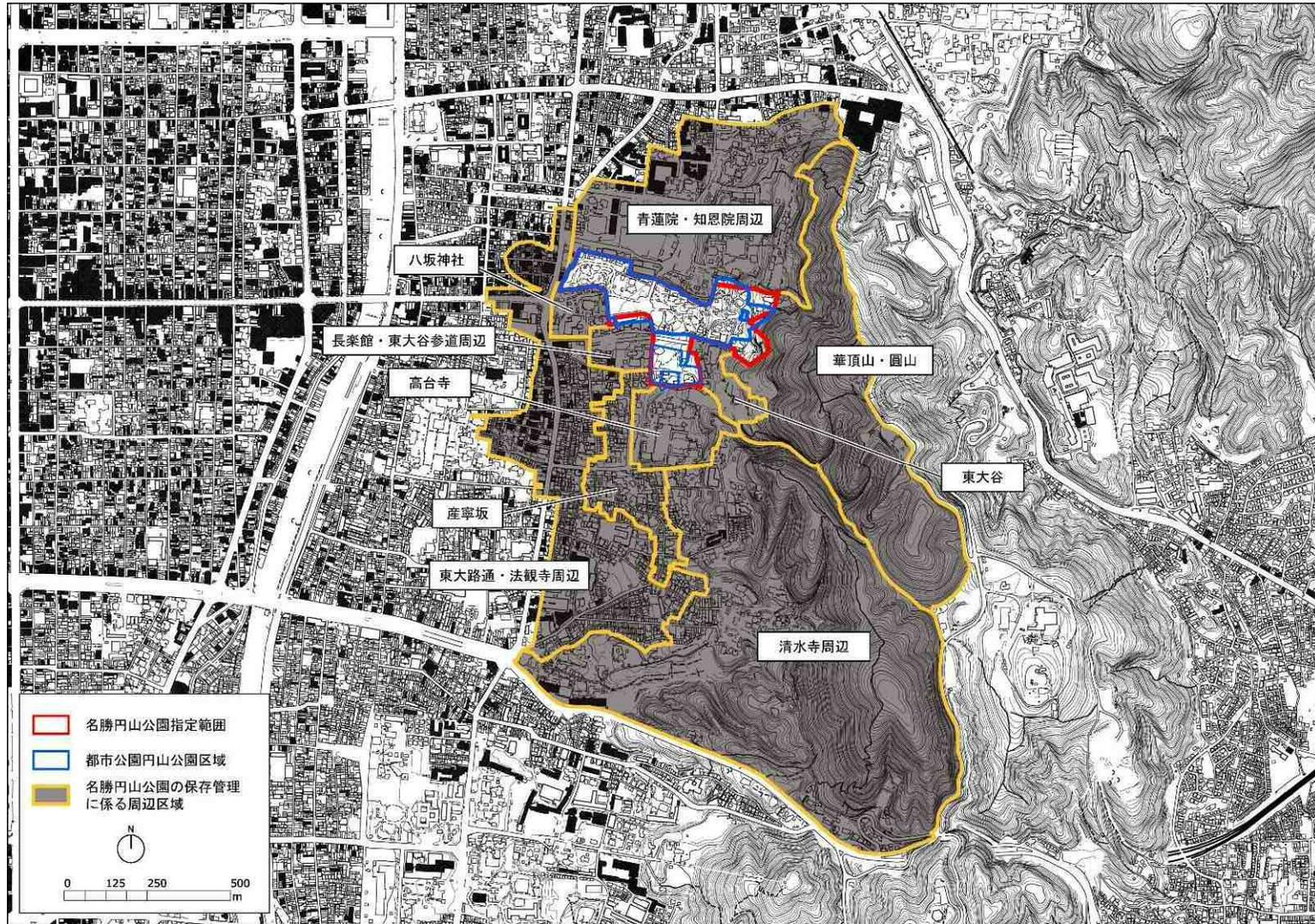


図 48 名勝円山公園指定範囲

出典：京都市資料を基に作図

第5章 再整備（修復）

1 再整備（修復）の方向性

名勝円山公園のあるべき姿に戻し、その本質的価値の評価をより高めるとともに、公園機能の維持・向上を図ることを目的に実施する再整備（修復）は、以下の方向性に基づき実施することを基本とする。

（1）学術的調査・研究に基づいた歴史環境の保存と継承

名勝円山公園は、開設から平成27年度（2015）現在で129年が経過し、施設が劣化・き損するとともに、流れの土砂の堆積、桜の衰弱、樹木の成長による庭園修景物の視認性の悪化などにより、名勝地として様々な課題が生じている。このため、文化財保護法などの法令を遵守することを前提に、既往の学術的調査・研究に基づく再整備（修復）を行う。

なお、再整備（修復）の対象範囲が大規模になる場合や、その方法が多岐に渡る場合は、必要に応じて、学識経験者や関係機関によって構成される検討委員会を設置し、適切な範囲や方法を定めた再整備（修復）基本計画を作成し、その計画に基づき着実に再整備（修復）工事を進める。

（2）武田五一・植治による作庭意図の顕在化

名勝円山公園は、明治19年（1886）の開設以降、公園を拡張し、自然の丘陵を利用した溪谷、四季の花樹の移植等の整備を行うとともに、明治期から大正期にかけておこなわれた武田五一と植治による改良工事により、名勝地としての風致景観を形成した。武田五一・植治による改良工事から100年以上が経過し、現況においては、その風致景観を損ねている箇所も確認されている。このため、名勝円山公園のあるべき姿を取り戻すための再整備（修復）を行う。

（3）公園機能の維持・向上

名勝円山公園は、京都市の中心市街地に位置し、また、観光を目的に国内外から多くの来訪者が訪れるエリアに位置していることから、休憩や散策など都市公園としての機能の維持・向上を図る必要がある。このため、名勝円山公園及び周辺地域の風致景観の一体性や連続性に配慮した、休憩施設や園路等の再整備（修復）を行う。

（4）往時の庭園技術や技法の紹介

名勝円山公園は、武田五一と植治が公共空間における庭を具現化した公園として、造園の分野においても重要な価値を有している。このため、再整備（修復）の一環として、サイン等による解説や、再整備（修復）工事中の公開等を検討することで、公園利用者や造園に携わる関係者へ、往時の庭園技術や技法を紹介するなど、名勝円山公園が有する価値の活用を行う。

2 再整備（修復）の考え方

再整備（修復）の方向性を踏まえ、まずは、本計画の対象区域全域及び区域毎の再整備（修復）の考え方を示した上で、区域の共通事項となる都市公園の機能を維持するために必要な公園施設の再整備（修復）の考え方を示す。

（1）対象区域の再整備（修復）の考え方

1）対象区域全域

対象区域全域の再整備（修復）の考え方を示す。

対象区域全域の再整備（修復）の考え方

しじゅうらん 四時遊覧の名勝地 円山公園の復活

明治19年（1886）の太政官布告に基づき、公園開設以前の江戸期より、現在の公園区域の大半を占めた真葛ヶ原は、広くは八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の通路としての役割を果たし、「らくか そうきやくゆうきょう かよひ洛下の騷客遊興の往返しよ所」と評されるほどの賑わいがあった。

公園開設以降も、安養寺、長樂寺、雙林寺、西行庵の名所が織りなす風致景観のなか、武田五一と植治が創りだしたせんせきえんりん泉石園林の景致、祇園枝垂桜を象徴とした祇園夜桜など、四時遊覧の名勝地として賑わい、昭和6年（1931）に名勝に指定された。

名勝円山公園は、その成立過程において、本質的価値を付加し評価を高めたものがある一方で、八坂の往来の要所としての本質的価値が低下し、知恩院から清水寺に至る南北方向の利用に比べ、八坂神社から祇園枝垂桜周辺、園池、圓山山麓に至る東西方向の利用が減少している。

このため、東西方向への公園利用の活性化を目的に再整備（修復）を行うことで、名勝円山公園の本質的価値の評価を底上げし、四時遊覧の名勝地を復活させる。

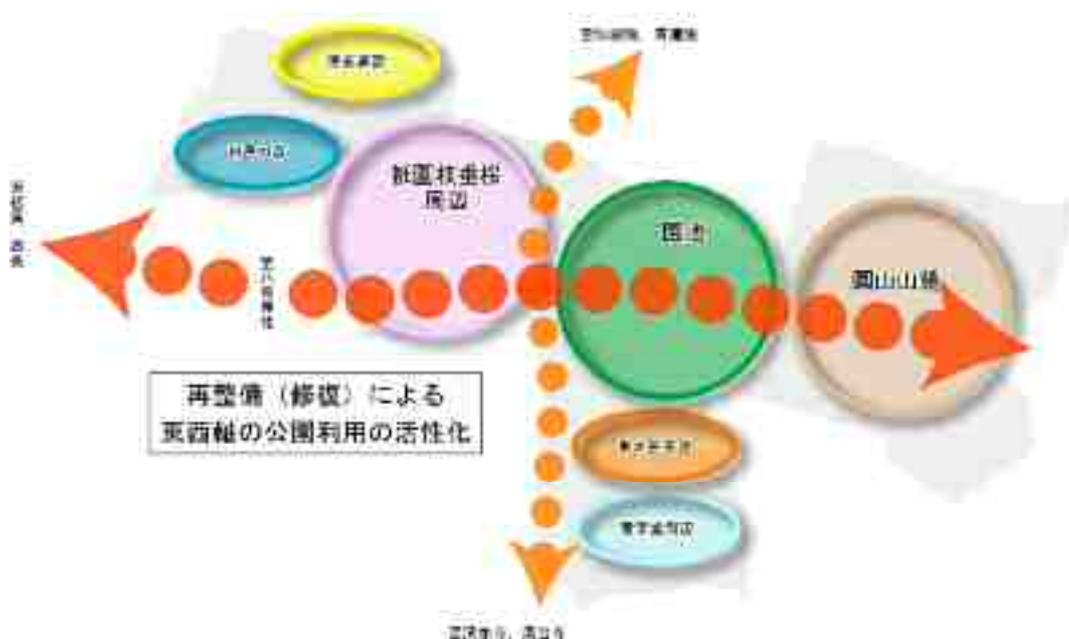


図 49 対象区域全域の再整備（修復）イメージ

2) 区域区分毎

下表のとおり区域毎に再整備（修復）の考え方を示す。

表 25 対象区域毎の再整備（修復）の考え方

| 区域区分 | 再整備（修復）の考え方 |
|---------|--|
| 圓山山麓 | <p>江戸期に始まる圓山山麓の賑わいの再興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圓山山麓から祇園への眺望景観を復活する。 ・ 園路整備やサインの充実により圓山山麓への動線を再興する。 |
| 園池 | <p>泉石園林の景致の復活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作庭当時の景観を取り戻すため、流れや橋の修復、樹木の整理を行う。 ・ 維持管理車輛の進入に配慮した園路改修を行う。 |
| 祇園枝垂桜周辺 | <p>祇園夜桜の彩づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サクラの樹勢回復を図るため、植生基盤の更新を行う。 ・ 周辺文化財に配慮した排水対策を実施する。 |
| 市民の森 | <p>祇園北林と市民の森の共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祇園北林の風致景観と調和した植栽と休憩施設の更新を行う。 ・ 繁華街に近い立地を活かし、集客力のあるイベント等の開催の場として、市民等のニーズを踏まえた、公園施設の充実を図る。 ・ 市民をはじめ、多様な主体が容易に市民の森を利活用できるしくみづくりを行う。 |
| 便益施設 | <p>便益施設の適正化・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 祇園北林の風致景観と調和した植栽を行う。 ・ 園路改修等、便益施設の歴史的経緯を踏まえた利用空間の適正化を図る。 |
| 音楽堂周辺 | <p>音楽堂の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等のニーズを前提とした音楽堂の利活用のあり方を踏まえ、適切な保存管理を図る。 ・ 市民をはじめ、多様な主体が容易に音楽堂を利活用できるしくみづくりを行う。 |
| 東大谷参道 | <p>東大谷参道の保存管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大谷祖廟に至る参道として、所有者と協議を行い、適切な保存管理を図る。 |

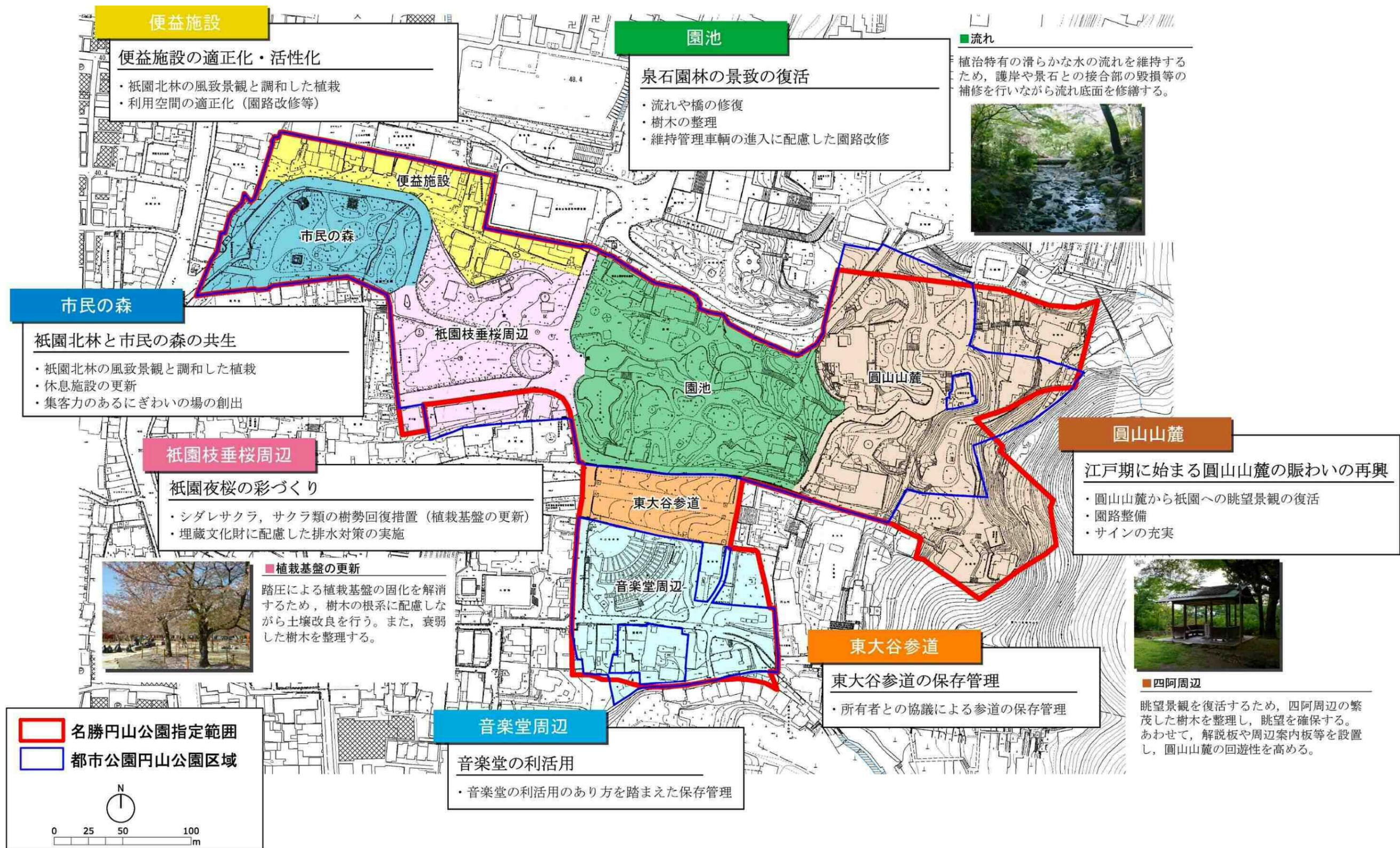


図 50 名勝円山公園 区域毎の再整備（修復）の考え方

(2) 公園施設の再整備（修復）の考え方

公園施設について、下表のとおり公園施設毎に再整備（修復）の考え方を示す。

表 26 公園施設の再整備（修復）の考え方

| 対象 | 再整備（修復）の考え方 | |
|------------|--------------|---|
| 主な 公園施設 | 四阿，藤棚，ベンチ | ・き損や老朽化している箇所を補修し，利用者が快適に休憩できる場の創出 |
| | トイレ | ・場所や必要量の分析を踏まえ必要最小限の設置 ・車椅子やベビーカーの通行に配慮した入り口の段差の解消 |
| | 地下駐車場関連施設 | ・き損や老朽化している箇所の補修 ・施設の充実による利便性の向上 |
| | サイン | ・サインの更新・整理による利用者の誘導や施設の紹介など情報案内の機能向上 ・設置位置の再検討 |
| | 便益施設 | ・所有者との協議を前提としたデザイン等の適正化の実施 |
| 園路 | 舗装，階段 | ・き損個所の補修による安全性と修景性の向上 ・通行量が増加した園路での舗装の更新による耐久性の向上 |
| | スロープ | ・バリアフリーへの対応と維持管理車輛の進入ルート確保 |
| | 車止め | ・車止めの配置の整理等による車両動線と歩行者動線の区分の明確化 |
| 水系施設 | 井戸水取水ポンプ施設関連 | ・井戸水取水ポンプ施設の更新や保守による水景の向上 |
| | 上下水 | ・耐圧性の高い素材への更新や漏水への対応による安定した水源の供給 |
| | 排水 | ・排水不良や隣接施設への雨水の流入など排水施設が不十分な箇所の解消 |
| 電気設備 | 照明，配電設備 | ・破損している箇所の修繕，保守による照度の回復 ・夜間利用や防犯等に配慮した照度の確保 |
| 植栽 | 樹木，地被類 | ・サクラやクロマツなど公園の景観を構成する樹木の保存・育成 ・繁茂した樹木の整理による視界の遮断や日照不足の解消 ・衰退した低木や地被類の補植による魅力の向上 |

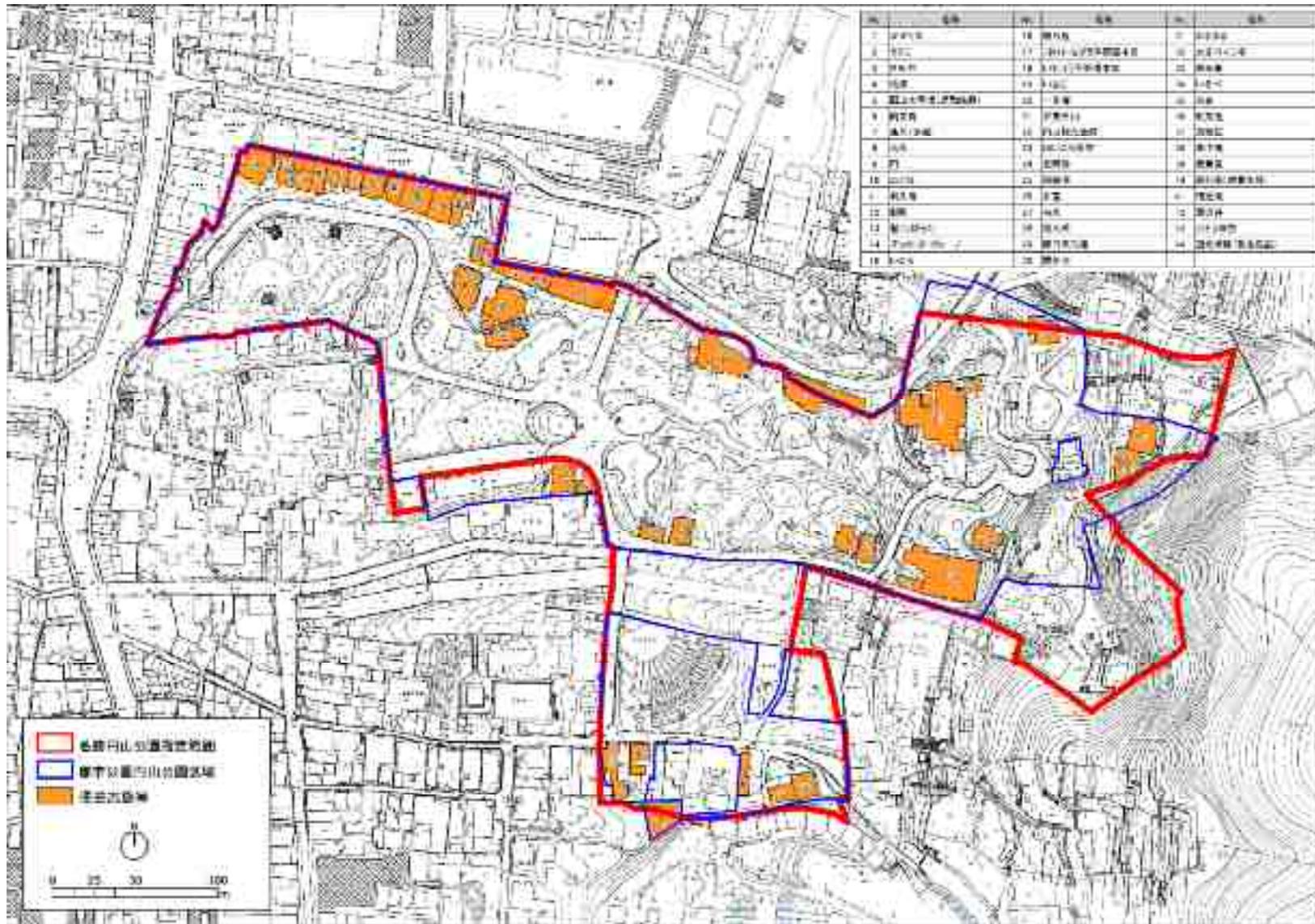


図 52 便益施設等の現況

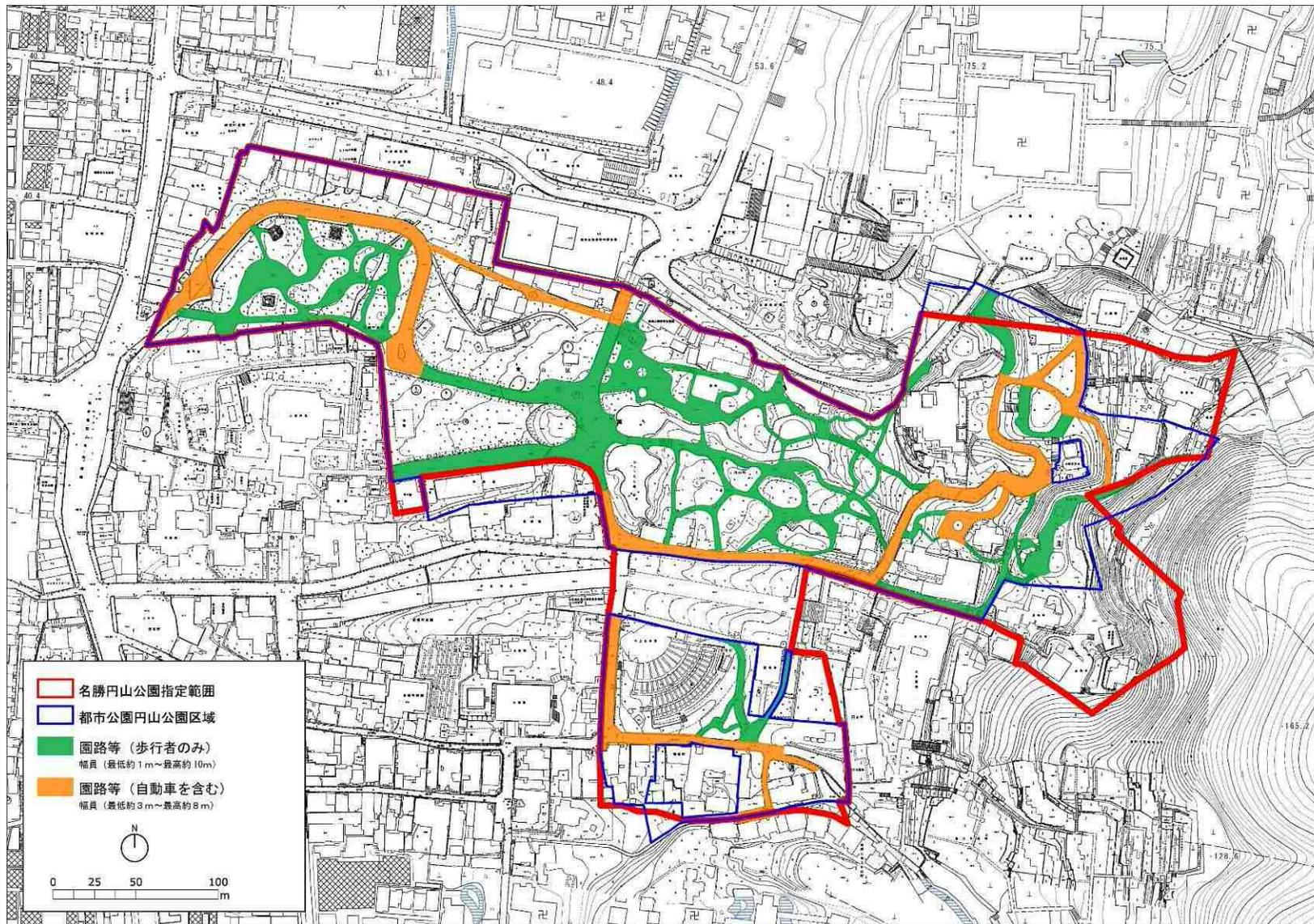


図 53 園路等利用の現況

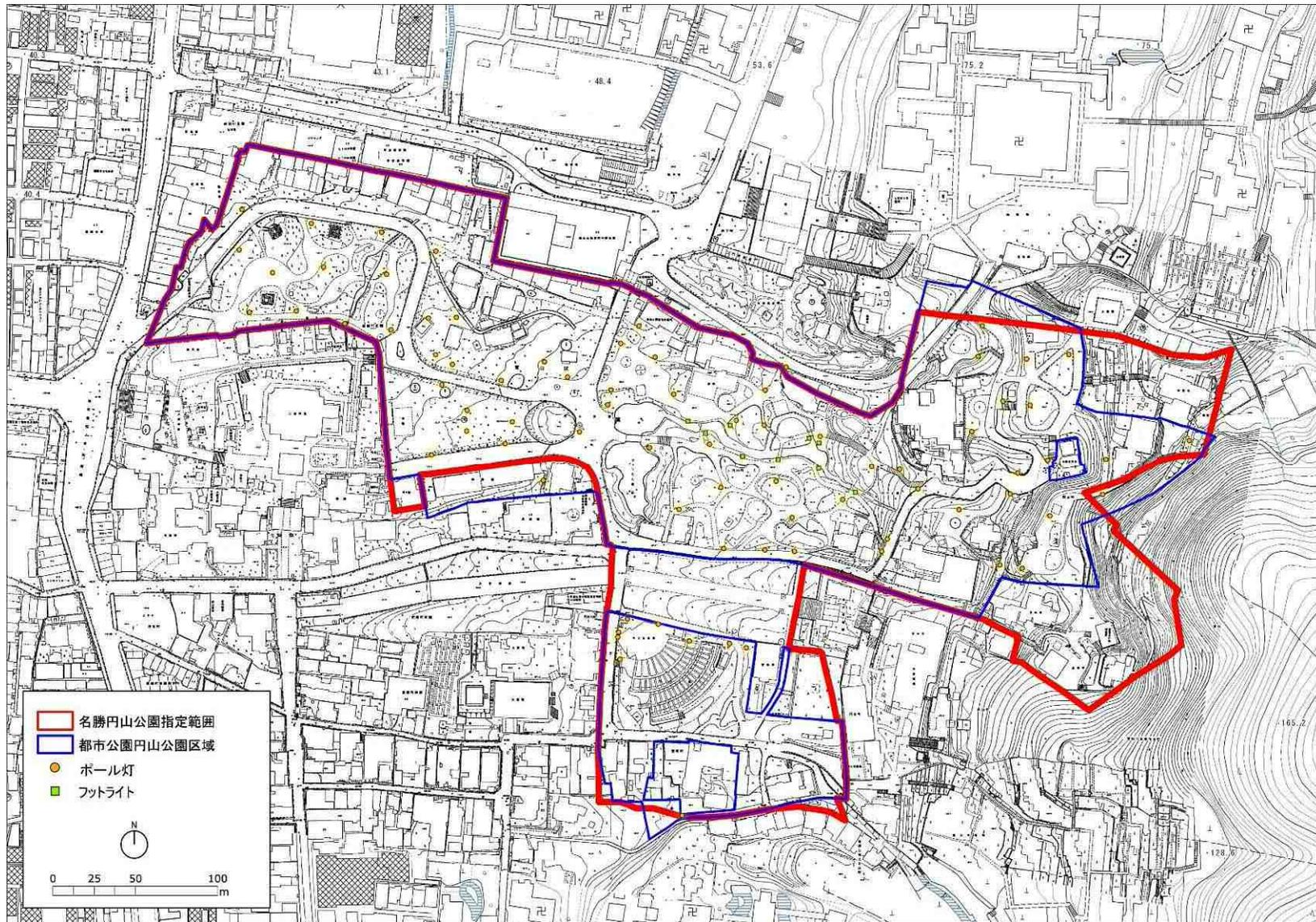


図 54 電気施設の現況



図 55 樹木の現況

第6章 活用

文化財の活用とは、当該地域に関わる人々がその本質的価値を享受し、それを現代に活かすことであるといえる。また、その価値を顕在化するとともに、潜在する価値を引き出し、そのことが地域社会を活性化させることにもつながることが求められている。

このため、名勝円山公園を適切に保全することを通じて本質的価値を顕在化するとともに、再整備（修復）などを通じて潜在する価値を引き出し、さらに、都市公園としての機能の維持・向上を図ることを通じて、活用の推進を図る。

1 活用の基本的考え方

名勝円山公園は、「^{らくか}洛下の^{そうきやくゆうきょう}騒客遊興の^{かよいしよ}往返所」と称される賑わいの空間として、また、安養寺、長樂寺、雙林寺、西行庵の名所が織りなす風致景観の味わい、武田五一と植治が創りだした^{せんせき}泉石園林の景致、^{えんりん}祇園枝垂桜を象徴とした祇園夜桜など、四時遊覧の名勝地であることが、その空間の活用を検討するうえでの基本となる。

さらに、明治以降の公園開設に伴い、昭和2年には音楽堂が開設、昭和46年には市民の森が整備されるなど、都市公園として京都市民に憩いの場を提供してきた。

今後は、名勝円山公園として、さらには都市公園円山公園として、多くの利用者がその魅力を一層楽しむことを可能とするため、下記の取組みによってその活用を図るものとする。

（1）近代京都の歴史を体感できる場としての活用（観光）

名勝円山公園は、蹴上疏水を利用した公園整備や、隣接する長楽館などの魅力ある施設、国内外から訪れる来訪者へ、明治期以降、都市として発展してきた京都の歴史を体感できる場として位置づけられる。また、名勝円山公園を取り巻く周辺地域には、知恩院、八坂神社、東大谷をはじめとした魅力ある寺社には多くの観光客が訪れている。

このため、特に国外からの観光活用の視点から、ミシュランなど海外の旅行ガイドブックへの掲載誘導、名勝円山公園の魅力をもとめた多言語リーフレットの作成、園内の案内板などの多言語化など、海外からの来訪者利用を促進するために有効な情報発信・広報方策を検討する。

また、名勝円山公園の成り立ちや推移などを利用者が理解できるよう、説明板などを適宜整備することによって、円山公園が歩んできた近代京都の歴史を京都市民をはじめ、国内からの来訪者に発信する。

また、都市公園円山公園及び周辺地域も含めて、その魅力を十分に楽しむことが可能となるように、市民ボランティアガイドによるミニツアーの開催などの取組を推進する。

（2）造園文化を体験できる場としての活用（学習）

名勝円山公園は、武田五一と植治が公共空間における庭を具現化した公園として、造園学の分野においても重要な価値を有している。

このため、造園に携わる技術者、学生、研究者など関係者および市民が、往時の造園文化や名

勝円山公園が有する庭園技法などを学ぶ場としての活用を検討する。

具体には、大学等教育研究機関との支援や助言、文化財に関わる技術者団体との協働などによって、園内の樹木剪定・手入れなどの見学会開催などを通じて市民をはじめとした利用者が造園文化を身近に体験できる場として活用する。

（３）和食を楽しむ場としての活用（食文化）

名勝円山公園内には、日本文化の特徴としてユネスコ無形文化遺産に指定された「和食」を楽しむことができる料亭などが立地している。特に、和食は「自然の美しさや季節の移ろいの表現」つまり、「食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現すること」も特徴のひとつととらえられている。

このため、既存の料亭などは占有物件であり、原則として10年毎の更新が求められるため、これら事業者への指導・監督を強化し、風致景観維持に向けた取組みを進めながら、和食を楽しむ場としての名勝円山公園の魅力に対する施設の適正化を進めていく。

（４）四季折々の行事に集う場としての活用（交流）

名勝円山公園および周辺地域では、春の花見、秋の紅葉狩りなどの四季の変化を楽しむ利用、夏の音楽堂のコンサート、祇園商店街振興組合による市民の森を活用した呈茶席など文化的な行事を楽しむ利用など、これまでも四季折々の行事に多くの市民や観光客が集う場となっていた。

今後も、円山公園らしい風致景観の場を舞台として、人々が集う場としての活用を図るとともに、花見など一時に多くの利用者が集中することによる弊害を緩和するため、必要とされる事業者への指導強化などの取組みを推進する。

（５）都市公園円山公園に市民が関わる場としての活用（市民協働）

都市公園円山公園は、京都市の中心市街地に位置し、日常的には休憩や散策などの利用を通じて豊かな地域づくりに寄与するとともに、非常時には広域避難地としても位置づけられている都市公園であり、市民にとってもなじみ深い空間である。

このため、都市公園円山公園及び周辺地域も含めて、その魅力を最大限発揮できることが可能となるように、市民協働の取組を推進する。

第7章 運営及び体制

名勝円山公園を文化財として保存管理し、その上で、将来に渡り、より多くの市民や観光客が訪れる場として活用を図っていけるよう、以下の諸点を踏まえ、運営及び体制の充実を図る。

1 運営の基本的な考え方

名勝円山公園の保存管理ならびに活用のための今後の運営は、文化財としての保存・活用を念頭においたうえで、持続可能性や実現可能性も勘案しながら、その目的を達成することが必要とされる。このため、名勝円山公園の運営に関する基本的な考え方を次の諸点とする。

(1) 保存管理を行うための財源確保

名勝円山公園をあるべき姿に戻すために行う再整備（修復）、さらには、その姿を保つために行う維持管理等、管理主体による保存管理の取組の継続性を担保するため、その財源の確保、充実を図るため、企業のCSR活動の導入、クラウドファンディングをはじめとした新しい取組みも含めた総合的な検討を進める。

(2) 防災管理の確立

名勝円山公園の本質的価値を継承するため、台風・大雨など自然災害ならびに火災などに対応した防災管理を行うと共に、適切な防災管理を進めるため、名勝円山公園に関わる関係者との協力体制を確立する。

(3) 風致景観管理に向けた技術的対応

名勝円山公園の風致景観を継承するためには、日常的な植栽管理、水景管理をはじめとして、修復等整備にあたっては伝統的な造園技術を有する技術者による対応が必要とされる。

このため、恒常的な風致景観管理を可能とする技術的対応を図る。

(4) 周辺地域の歴史文化資源との有機的な連携

名勝円山公園は、その指定範囲のなかに歴史的文化的資源を有するだけでなく、周辺地域にも重要文化財をはじめとした歴史文化資源が立地している。これらの周辺地域の歴史文化資源との有機的な連携を図りながら、保存管理に関わる運営を進めていくものとする。

2 体制整備の基本的な考え方

これからの名勝円山公園の保存管理・整備活用を円滑に進めるため、次のような体制整備・構築に向けて、取組みを進める。

また、それぞれの主体は下図に示すように連携しながら保存管理・整備活用に取り組むものとする。

(1) 行政間における連携の強化

名勝円山公園を管轄する文化庁、及び管理主体である京都市をはじめ、京都府、国（国土交通省）等の多くの関係機関が、名勝円山公園の本質的価値に関する認識を共有し、文化財としての保存管理、さらには都市公園としての活用を推進できるよう、行政間における連携の強化を図る。

(2) 周辺地域との連携とその仕組みの検討

名勝円山公園は、八坂の往来の要所として、周辺地域と連携し賑わいを確立し続けている。今後も社寺等関係者、市民、周辺地域及び関係する団体等との連携のもと、多様な主体による参画と連携を図るための仕組みづくりを進める。

(3) 専門家（学識経験者等）の指導及び助言

名勝円山公園の文化財としての価値を十分に検証し、適切な保存管理を行うため、歴史や自然環境、造園や景観等の専門家（学識経験者等）からの指導、助言を受けることが出来る体制を構築する。

(4) 保存管理への市民参加の検討

名勝円山公園の保存管理、さらには、活用を図っていくために、市民及び活動団体等の参加のあり方を検討する。

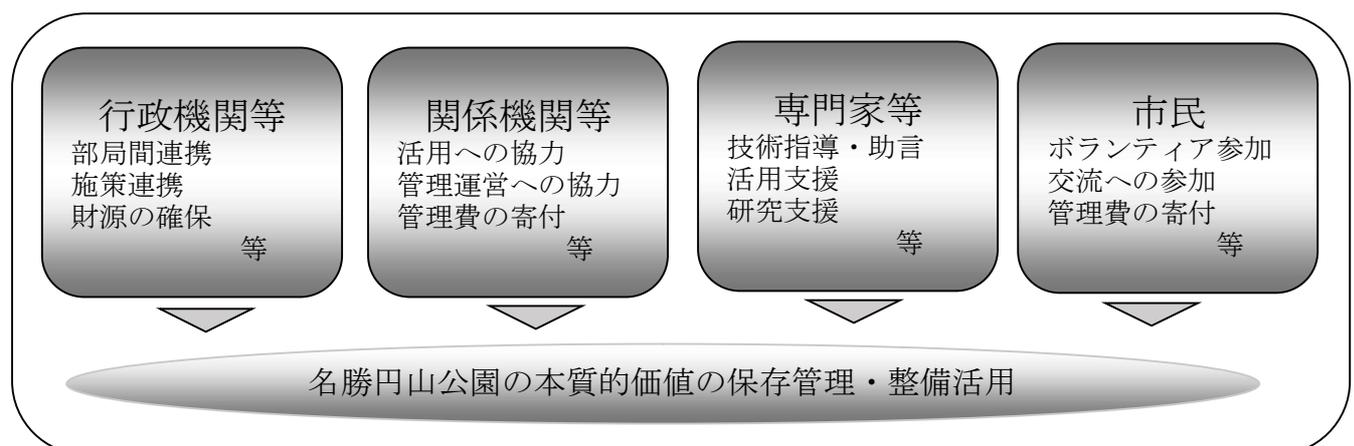


図 56 名勝円山公園の保存管理・整備活用に係る連携・支援・協力体制